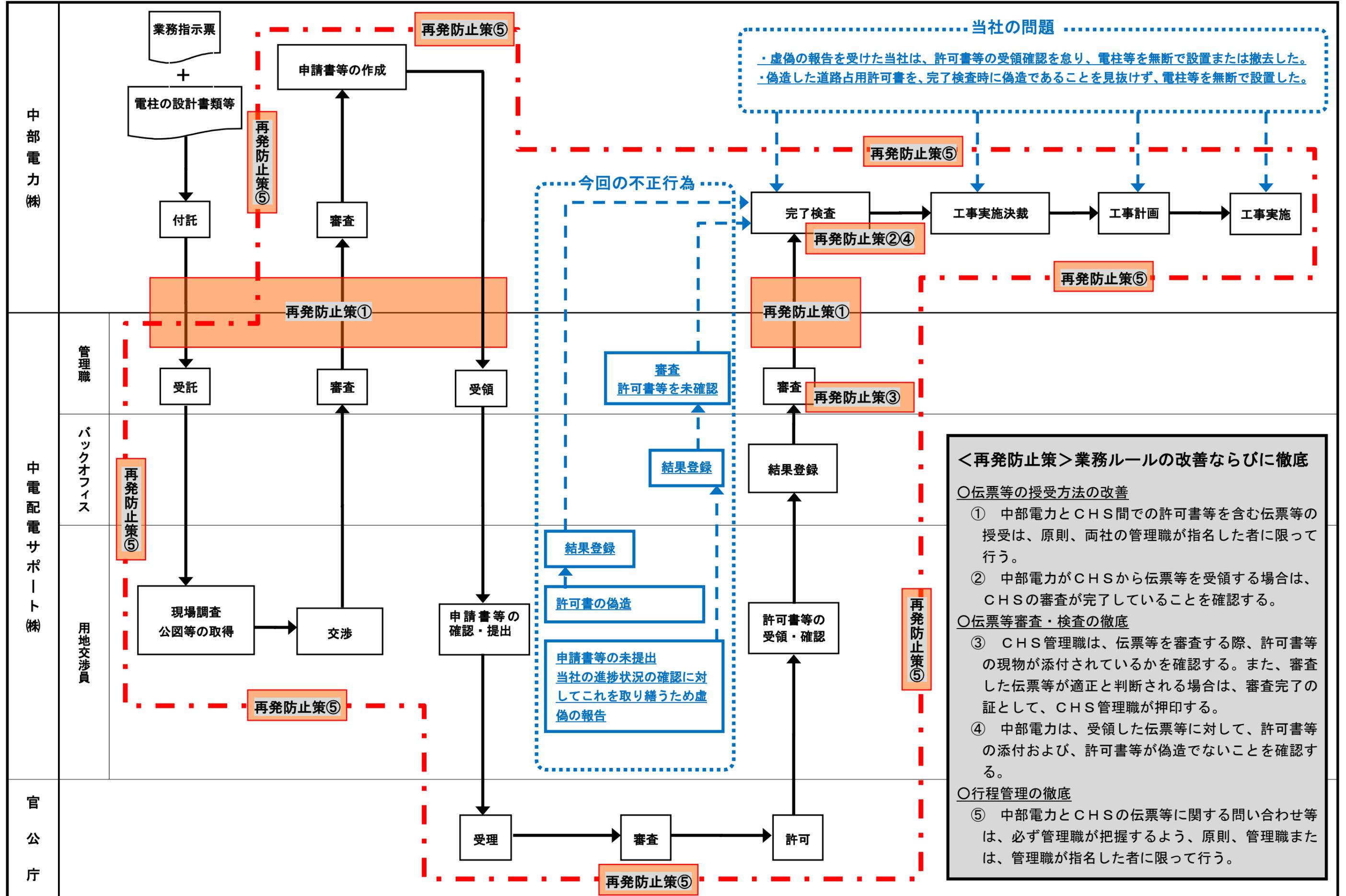


官公庁に対する許可申請に係る業務フロー



<再発防止策>業務ルールの改善ならびに徹底

○伝票等の授受方法の改善

- ① 中部電力とCHS間での許可書等を含む伝票等の授受は、原則、両社の管理職が指名した者に限って行う。
- ② 中部電力がCHSから伝票等を受領する場合は、CHSの審査が完了していることを確認する。

○伝票等審査・検査の徹底

- ③ CHS管理職は、伝票等を審査する際、許可書等の現物が添付されているかを確認する。また、審査した伝票等が適正と判断される場合は、審査完了の証として、CHS管理職が押印する。
- ④ 中部電力は、受領した伝票等に対して、許可書等の添付および、許可書等が偽造でないことを確認する。

○行程管理の徹底

- ⑤ 中部電力とCHSの伝票等に関する問い合わせ等は、必ず管理職が把握するよう、原則、管理職または、管理職が指名した者に限って行う。